

綾瀬市私道への公共下水道布設に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、下水道事業認可区域内の私道に公共下水道を布設することにより、私道に面した家屋の水洗化の普及及び促進を図ることを目的とする。

(布設の対象)

第2条 私道に公共下水道を布設する場合の対象は、次の各号のいずれかに規定する私道(専用通路は除く。)とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号又は第5号に規定する道路
- (2) 私道として分筆登記されている道路
- (3) 私道として分筆登記されていないが、現況が公衆用道路として利用され、固定資産税が非課税であり、道路形態が明確な道路
- (4) 市長が前各号に規定する私道と同等とみなす道路

(布設の要件)

第3条 私道に公共下水道を布設する場合の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 私道の幅員が1.8メートル以上であること。
- (2) 私道の両端又は一端が公道に接続していること。
- (3) 私道に面した宅地(公道に面している宅地は除く。)が3区画以上あり、かつ、私道の公共下水道を利用する家屋が1戸以上あること。ただし、供用開始以前であること。
- (4) 私道の土地所有者、当該私道に接する土地の所有者、借地権者等全員が公共下水道の布設について同意していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公共下水道を布設することを必要と認めるもの。

(所有権の承諾)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる事項について、私道の土地所有者の承諾を得なければならない。

- (1) 私道の使用期間は、この要綱により布設された公共下水道(以下「当該公共下水道」という。)の存続する期間とし、補償金及び占用料については、無償とす

る。

(2) 私道に当該公共下水道の支障となる工作物を設置しないこと。

(3) 第三者に私道を相続又は譲渡若しくは借地権等を設定する場合は、その第三者に対し、当該公共下水道の使用状態を継承させること。

(布設の申請)

第 5 条 公共下水道の布設を申請する者は、代表者を定め、公共下水道布設申請書 (第 1 号様式) に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 私道の位置図及び公図の写し

(2) 公共下水道布設申請者名簿 (第 2 号様式)

(3) 土地使用承諾書 (第 3 号様式)

(決定通知)

第 6 条 市長は、前条の規定により、公共下水道の布設申請があった場合は、必要な調査を行い、その適否を決定し、公共下水道布設決定通知書 (第 4 号様式) により申請者に通知するものとする。

(新規接続及び使用の承諾)

第 7 条 当該公共下水道の接続及び使用を新たに希望する者があるときは、当該私道の土地所有者は土地の使用について、正当な理由がなく拒んではならない。

(費用の負担)

第 8 条 当該公共下水道を布設するに当たり、水道管、ガス管等の切り回し又は、移設可能な地下埋設物の移設に要する費用は、市が負担するものとする。

2 当該公共下水道の布設に伴う私道の路面復旧は市が行うものとし、この場合の路面復旧は、原形復旧とする。

(維持管理)

第 9 条 当該公共下水道の維持管理は、市が行うものとする。

2 私道の土地所有者及びその他の権利者 (以下「地権者」という。) は、前項の維持管理に伴う土地の使用について、これを拒んではならない。

3 工事完了後の路面の維持管理は、地権者が行うものとする。

(移設及び撤去)

第 10 条 当該公共下水道の全部又は一部をやむをえず移設又は撤去しようとする者は、地権者の同意書を添付し、事前に市長の承認を得るものとする。この場合において、その費用は、原因者が負担するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 私道における公共下水道布設要綱(昭和59年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際に旧要綱の規定に基づき布設された公共下水道については、この要綱の規定に基づき布設されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

公共下水道布設申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者住所
(代表者) 氏名 印
電話()

綾瀬市私道への公共下水道に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

私道の所在地	綾瀬市 綾瀬市	番地から 番地まで
私道の形態	通り抜け道路	行き止まり道路
私道の利用状況	区画数	区画 家屋数 戸
添付書類	位置図 公図の写し 公共下水道布設申請者名簿 土地使用承諾書	

上記申請について、次のとおり決定し通知してよいでしょうか。

決 裁 欄	担当者	起案	・	・
		決裁	・	・
		通知	・	・
1 決定区分	布設する。	布設しない。		
2 決定理由	要綱第2条第 号及び第3条に該当			
3 備考				

太枠の中のみ記入してください。

